

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【公表番号】特表2018-503117(P2018-503117A)

【公表日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-004

【出願番号】特願2017-529831(P2017-529831)

【国際特許分類】

G 02 B 21/00 (2006.01)

【F I】

G 02 B 21/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月5日(2018.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顕微鏡ヘッドにおいて、

ハウジングであって、該ハウジングの略重心に位置するピボット軸を有するハウジングと、

前記ピボット軸と同軸に、前記ハウジングに取り付けられた、少なくとも1つのハンドルと、

前記ピボット軸と同軸に、支持アームを回転可能に取り付けるための取付け構造体と、

前記ピボット軸と同軸に取り付けられ、前記少なくとも1つのハンドルで、前記ピボット軸を中心に、前記ハウジングを回転させるのに必要な回転力を変化させるための張力調整リングと、

前記ピボット軸と同軸に、前記ハウジングに取り付けられた倍率選択機構と、
を備えたことを特徴とする顕微鏡ヘッド。

【請求項2】

顕微鏡ヘッドにおいて、

ハウジングであって、該ハウジングの略重心において、該ハウジングから延びるマウントを備え、該マウントがピボット軸を画成する、ハウジングと、

前記ピボット軸と同軸に、前記マウントに取り付けられ、一部が前記ピボット軸から非同軸に延びる、少なくとも1つのハンドルと、

前記ハウジングを回転させるための前記マウントに、前記ピボット軸を中心に、支持アームを回転可能に取り付けるための取付け構造体と、

前記ピボット軸と同軸に、前記マウントに取り付けられ、前記ハウジングが前記支持アームに取り付けられたとき、前記少なくとも1つのハンドルで、前記ピボット軸を中心に、前記ハウジングを回転させるのに必要な回転力を変化させるための張力調整リングと、

前記マウントの内部に、前記ピボット軸と同軸に形成された倍率選択機構と、
を備えたことを特徴とする顕微鏡ヘッド。

【請求項3】

前記ハウジングが、対物レンズを備えたことを特徴とする、請求項1または2記載の顕微鏡ヘッド。

【請求項4】

前記ハウジングが、該ハウジングに取り付けられた、傾斜可能な双眼ユニットを更に備えたことを特徴とする、請求項1から3いずれか1項記載の顕微鏡ヘッド。

【請求項5】

前記少なくとも1つのハンドルに対向配置され、前記ピボット軸と同軸に、前記ハウジングに取り付けられた、第2のハンドルを更に備えたことを特徴とする、請求項1から4いずれか1項記載の顕微鏡ヘッド。

【請求項6】

前記取付け構造体が、前記支持アームを挟んで配置された、ブレーキワッシャー及び円錐ブレーキワッシャーの各々を保持するための、顕微鏡マウントを備えたことを特徴とする、請求項1から5いずれか1項記載の顕微鏡ヘッド。

【請求項7】

前記張力調整リングが、前記ブレーキワッシャー、前記円錐ブレーキワッシャー、及び前記支持アームの各々との間の摩擦力が調整できるように、前記顕微鏡マウントに螺合可能に取り付けられて成ることを特徴とする、請求項6記載の顕微鏡ヘッド。